

後入先出法の適用状況

我が国における後入先出法の適用状況を調査するため、ここでは、平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 2 日までに有価証券報告書を提出した企業を対象に、その適用状況を調査した。具体的には、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」において、平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 2 日までに提出された有価証券報告書を対象に、「後入先出法」及び「会計方針」をキーワードとして、後入先出法が適用されている企業を抽出した。（注 1）

調査の結果、平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 2 日までに提出された有価証券報告書（注 2）のうち、後入先出法を採用している会社は 53 社（注 3）であり、その内訳は表 1 のとおりである。

（注 1）調査対象期間は、我が国において多数を占める 3 月決算会社の有価証券報告書が含まれるように設定した。なお、有価証券報告書は事業年度経過後 3 月以内に提出しなければならないとされているが（金融商品取引法第 24 条第 1 項）、平成 19 年 6 月 30 日及び同年 7 月 1 日が非営業日であったため、平成 19 年 7 月 2 日を調査打切日とした。

（注 2）関東財務局のウェブサイト（<http://www.mof-kantou.go.jp/frames/disclo/index.htm>）によれば、平成 18 年における国内会社からの有価証券報告書受理件数は、全国で 4,757 件となっている。

（注 3）会計方針としては後入先出法のみを記載しているものの、「主として、後入先出法による原価法によっております。」というような、一部の棚卸資産につき後入先出法以外の方法によって評価しているとみられる記載をしている企業を含んでいる。

【表 1】我が国における後入先出法の適用状況

（単位：社）

業種 （EDINET：大分類）	業種 （EDINET：中分類）	棚卸資産の評価方法として 後入先出法を記載している 企業数（母集団）
農業	農業	0
林業及び狩猟業	林業	0
漁業及び水産養殖業	漁業	0
鉱業	金属鉱業	2
	石炭鉱業	1
	原油・天然ガス鉱業	0
	非金属鉱業	0
建設業	建設業	2
製造業	食料品製造業	2
	繊維工業	1

	木材・木製品製造業	0
	パルプ・紙・紙加工製造業	0
	出版・印刷・同関連産業	0
	化学工業	5 (287)
	石油製品・石炭製品製造業	1
	ゴム製品製造業	2
	皮革・同製品製造業	0
	窯業・土石製品製造業	2
	鉄鋼業	5 (62)
	非鉄金属製造業	7 (43)
	金属製品製造業	3
	一般機械器具製造業	4
	電気機械器具製造業	1
	輸送用機械器具製造業	3
	精密機械器具製造業	0
	その他の製造業	4
卸売業・小売業	卸売業	3
	小売業	2
金融保険業		0
不動産業	不動産業	1
運輸通信業	民営鉄道業	0
	道路運送業	0
	水運業	0
	航空運輸業	0
	倉庫業	0
	運輸に付帯するサービス業	0
	通信業	1
電気、ガス、水道業		0
サービス業	旅館業	0
	映画業	0
	娯楽業	0
	その他サービス業	1
その他 (外国会社、有限責任事業組合契約、社会医療法人、 学校法人等、外国政府等、特定有価証券の発行者)		0
	合 計	53

以上